

し尿処理場建設訴訟における 司法の役割から見たアセスメントの条件

環境工学コンサルタント 金子 泰純

1 はじめに

ごみ焼却工場、埋立処分地、し尿処理場などの廃棄物処理施設の建設に際し、周辺住民が建設の阻止や操業の停止を目的に裁判を起こす事例は多く見られる。表-1は、それらの事例をまとめたものであるが、住民側の請求が認められ建設が差止められたり、操業が禁止されたものが12件中5件、公共団体の主張が認められたものが5件、第一審で住民側が勝訴し、第二審では逆転したものが2件となっており、公共団体から見てかなり厳しい結果となっている。一般にこれらの廃棄物処理施設は公害防止のかけ声とは裏腹に、過去に多くのトラブルを生じ、大気汚染や水質汚濁等の問題を引き起こしているため、迷惑施設の認識が一般化しており、裁判に至らないまでも紛争となる事例は多く、これらの裁判事例では、さらに、①事前の計画が不十分、②環境アセスメントが不十分、③住民との対話がかけている、といった個別の問題点を持っている。

このような公害訴訟では、住民が被害をうける蓋然性があるか、その被害の程度は受忍限度を越えるものであるかが主な争点となっている。裁判を通じて争われることは、通常環境アセスメントの範囲を超えることも多いが、被害の蓋然性を予測することは環境アセスメントの果たすべき役割のひとつであるから、建設に先立って適切な環境アセスメントが行なわれるならば、逆に紛争を未然に防止し、これら施設の建設を円滑に進める手続きとなりうると考えられる。

そこでここでは、浜松市(以下H市)西部衛生工場(以下S処理場)の事例をとりあげ裁判での原告側(漁民)、被告側(市)の主張と裁判所の判断(判決)を整理し、環境アセスメントの備えるべき条件について検討する。

2 H市S処理場の訴訟等の経過

ここで事例として採りあげるのは、H市が浜名湖(の一部である庄内湾)にそそぐ2級河川の左岸に処理能力400kl/日のし尿処理場の建設を計画したのに対し、庄内湾でカキの養殖を営む漁民97名が、「S処理場が建設、稼動すると、その放流水が伊左地川を通過して浜名湖(庄内湾)に流入し、同湾内を窒素による汚染化及び淡水化し、このためカキ養殖が不可能になる」と主張し、生存権、人格権、漁業権行使権(漁業権の使用収益権又は、漁業を営む権利)に基づき、S処理場建設を差止める仮処分を申請したが、静岡地裁浜松支部は被保全権利の疎明がないとして申請を却下したものである。¹ その後漁民は東京高裁に抗告しさらに、S処理場の排水放流禁止の仮処分申請を追加したが、高裁は、金銭によっては償うことのできないほどの被害を受けること(H市の計画について事前にその差止めを要するほどの違法性の存すること)を認めることはできないとして抗告を棄却し、追加申請を却下した。² この高裁判決前に漁民らはS処理建設差止め、放流禁止を内容とする「浜名湖環境訴訟」を地裁に訴えたが、最終的にH市と漁民らが和解した事例である。

この訴訟等の経過は表-2に示すとおりであり、昭和51年の建設用地買収から処理場操業開始までは、約5年の事業期間を要しており、また昭和48年に建設計画を発表し、地元住民に説明を開始してから、漁協(漁民)と和解が成立するまでは約8年半を要している。

3 主な論争点

第一審及び第二審を通じて、漁民とH市の間で主に論争された点は、①S処理場建設の必要性、②立地選定、③放流水質の保証数値遵守能力、④放流水がカキ養殖漁業に与える影響の4点である(表-3)。環境アセスメントについては、それが行なわれていないことを主張するのではなく、あくまでカキ養殖

漁業への影響を争っており、環境アセスメントの有無は申請の理由とはなっていない。^{注)} また、裁判での論争点ではないが、この事例が裁判にまで至った原因の一つとして、H市と漁民(又は漁協)との話合いが不十分であったことがあげられている。すなわち昭和48年11月の建設計画発表から約2年半かけ、地元住民の同意を得ているのに対し、H市が漁協へ協力を要請したのは、地元住民の同意を得て用地買収を終了してから約半年後であり、メーカーと建設工事請負契約を結びまさに工事に着手しようとしていた時期である。この点について第一審はS処理場の建設によって生じる一番の問題点は臭気、排ガス等が地元住民に及ぼす影響ではなく、窒素、リン等の汚濁物質が庄内湾の環境及び漁業に及ぼす影響に対する危惧であることは容易に推察し得るにもかかわらず、H市はこれを等閑視していた点、及び漁民の多くはH市の住民ではないので仮に被害が生ずるとすれば受益はなくして一方的に損害だけを蒙るおそれがある点等を掲げ、H市が漁協に協力を要請したのが遅きにすぎ、そのための漁民らと十分な話し合いがなされないままに、時間に追われて建設に着手しようとしているH市の態度に本件紛争の原因の一端があると判断している。¹⁾

(1) S処理場建設の必要性

この論点の第一は、処理能力400kl/日という最大級のし尿処理施設が必要であるのかで、計画規模を決定する際の主要な要因である人口の予測をどうとらえるかということである。一般に計画サイドは予測の不確かさを施設規模に若干の余裕をとることで解決しようとする傾向がある。漁民側の主張は近年H市の人口増加率が低下していることを根拠にしており、その後の人口推移の実績を見ると人口予測結果は漁民側の主張がほぼあたっている。この時の裁判所の判断は、H市の人口予測は若干過大であるとしながらも、施設建設のための人口予測であるから若干の余裕をとることを認めたくて独自の推計を行ったうえ、施設規模は400kl/日に達しないものの建設の必要性を認めている。

第二は、既存の施設の1ヶ所が下水汚泥処理施設を転用したものであるため将来の下水汚泥量いかんによっては今後もし尿処理を行う点を争ったもので、漁民側は十分な余力があるうえ、工場排水を自家処理させれば、さらに余力が生じることを主張。裁判所の判断はやはり独自に下水汚泥量を算定し、し尿受入余力がないとしたうえ、工場排水の自家処理については、下水道法の趣旨に照らして自家処理義務を負わすことはできないとしている。

第三は、既存施設内においてし尿処理設備の増設を求めたものであるが、現在の施設配置及び将来の計画を踏まえ、し尿処理施設増設の余地はないとされた。

(2) 用地選定

漁民側は、閉鎖系水域の流域内に用地を選定したことは、立地条件から見て誤りであるとし、代替案として既存施設周辺または外洋(遠州灘)に放流できる地域を掲げた。H市側の主張はカキ養殖(又は環境)への影響以外の項目について最適地を選定しているというもので、裁判所の判断はカキ養殖への影響を他の用地選定要因と分離したうえで、他の要因については最適地であることを認め、カキ養殖への影響は別途認定に基づき受忍限度内であるから建設差止の理由とはならないとしている。すなわち、漁民側が用地選定において最も重要な要因としたカキ養殖(又は環境)への影響は用地選定の枠内では判断されていない。

また、第二審では、漁民側は遠州灘での沖合放流を主張したが、裁判所はそれが経済的条件、自然環境条件から可能であること及びそのための用地が取得可能であることを疎明していないとして、すなわち具体的に代替案が成立することを証明していないとしてこれを退けている。

注) 第一審では裁判所が「H市はS処理場の建設に際し十分なアセスメントをなしたとは言えないが、いまだ環境アセスメントをなすべき法的義務がH市にあるわけではなく、S処理場の公益性、必要性等と放流水の庄内湾に及ぼす影響との比較考量という実質的な面を無視し、単にアセスメントを十分なさなかつたということだけから直ちに建設差止めを認めることは相当ではないというべきである。」と判断している。¹⁾

(3) 放流水質の保証数値遵守能力

し尿処理場のような迷惑施設では公害防止を謳いながら施設が稼動してみると周辺に迷惑を及ぼしてきた事例が数多くある。この論争でもこのような事例(漁民側主張の①、②)を基礎としている。この件ではさらに生物学的脱窒工程を持つ処理プロセスが当時最新の技術であり、しかもS処理場建設を請負ったメーカーには第一審の段階では実稼動の実績が無かったため、技術的な論争が行なわれている。この処理プロセスについては、漁民の同意が得られないため、H市が環境調査及び影響予測を行い、この結果に基づいて当初の計画案を脱窒工程を含むプロセスに変更したという経緯がある。この変更自体は、放流負荷を(特に窒素について大幅に)削減するものであり好ましいものであるが、未完成な技術の実験台に利用されるのではないかと主張も、実施でトラブルを解消しつつ進歩してきた、水処理、公害防止メーカーの歴史から見れば必ずしも否定できるものではなからう。

裁判所は、施設には十分な能力があり、また今後のH市の公害防止に取り組む姿勢改善を期待して、運転・管理についても信頼性ありと判断している。

(4) カキ養殖漁業に及ぼす影響

カキ養殖への影響は最大の論争点であるが、それを論じるために水産環境の状態及びS処理場によって、将来それがどう変化するかを予測することが必要となった。現在の環境状態については、既に富栄養化し、赤潮の発生が見られ、かなり悪い状態であることについては、大筋で一致している。従って定性的に判断すれば、さらに流入負荷を増加させる計画が好ましくないことは明らかであるが、影響の程度を定量的に示すのは著しく困難であったため前記(1)(2)(3)の論争によって補おうとしたとも考えられる。第一審では、CODを環境基準に照らして評価している部分もあるが、赤潮等の増加は栄養塩類の流入負荷増加に対応して定性的に判断しており、カキ養殖への被害も定性的にしか判断していない。この被害が受忍限度内であるかについては、下水道整備等による流入負荷の削減がS処理場放流負荷の増大をかなり緩和しようとしたうえで、金銭にて償いえるとしている。^{注)}

すなわち、ここでは環境基準を保全目標に設定し、シミュレーション結果をそれと対比することで評価が終わるという一般的なアセスメントの段階よりかなり突っ込んだ論争が行なわれており、そのために定性的な判断が重視されている。また、結果的にはH市のとった庄内湖への流入負荷を削減するための施策(下水道の設備と(3)で論争の対象となったS処理場の処理工程の変更)が重視されている。

4. 環境アセスメントに求められる条件

この裁判事例を通じて計画立案者側に求められた条件を整理すれば以下の諸点が掲げられよう。

- (1) 合意形成の努力
- (2) 規模設定根拠の明確化
- (3) 用地選定プロセスの適正化
- (4) 処理技術の信頼性の証明
- (5) カキ養殖漁業への影響評価をふまえた計画案の設定

これらを満足するような計画立案プロセスまたは環境アセスメント手続きが行なわれていたならば、このような事例が粉料することなく事業が進められるわけであるが、現在の一般化している環境アセスメントと比較した場合、これらの条件はかなり厳しいものとなっている。

注) 第二審では、庄内湖流入負荷量に占めるS処理場放流負荷量の割合から、庄内湖水質に与える影響の程度はさして大きいものとはいえないとしたうえで、下水道の整備等による水質改善効果も期待でき、しかもカキ生産量と水質の間に明確な関連が見られないから、受忍限度を超え金銭によって償うことのできないほどの被害をうける蓋然性のあることは立証されていないとして原告の訴えを退けている。

次に、これらの条件をアセスメントの立場から再度検討してみる。

(1) 合意形成の努力について

前述の通り、H市が漁民(漁協)に協力を要請してから、和解に至るまでに約8年半経過している。これは裁判という形式のために時間を要している点が大きいのであるが、しかし長期にわたったことによって漁民側の意見書、鑑定書(学識経験者による)が提出され、それに対する反論という形で市の意見も明らかにされており、通常のアセスメントでは見られない量(及び質)の情報が交換されている。近年、各自治体が定めているアセスメント条例、要綱の多くは、アセスメント報告書の縦覧に1ヶ月の期間をとっているが、住民側がこの期間で報告書を読み、具体的な反論を試みることはかなり困難である。これを解消するためには、まず環境への影響を大まかに捉える予備アセスメントを行い、それに対する住民意見に基づいて、本格的なアセスメントを行うといったように、アセスメントを何段階かに分けて実施し、アセスメントの実行過程の要所々々で住民の意見を取り入れていく方法か、アセスメントの設計の段階から住民が参加し、アセスメントの過程そのものが合意形成となるような手続きにアセスメントを変えるといったことが必要となろう。

後者は、事業実施者と住民の共同作業としてアセスメントを行っていくことであるが、そのためには、意見の調整を図れる機関が必要であろうし、住民が参加しうる時間が限られているから、アセスメントの期間が長くなるといった問題もあるが、一度裁判になれば、この例のように長期間を要するのであれば、十分検討に値するはずである。

(2) 規模設定根拠の明確化

し尿処理施設のような公共団体が事業者となる生活関連施設においては、通常、影響を受ける地域も施設整備の受益者であるから施設の必要性については十分認識できる。しかし、施設規模が大きければ環境への影響も増大することが多いので、施設規模は適切に定める必要がある。

し尿処理施設の整備規模を決定する要因としては、総人口、下水道人口、浄化槽人口、し尿自家処理人口とし尿及び浄化槽汚泥量の原単位等がある。このうち下水道人口については将来の変動が大きく(下水道計画の達成率は低い場合が多く)、浄化槽及び自家処理人口については、過去の正確なデータさえ得られない場合が多い。これらの不確定要因の誤差を吸収するため最も精度よく予測できるはずの総人口が過大に推計される傾向があろう。総合計画等の上位計画が将来人口を期待(願望)を込めて設定していることが多いため、整備計画における人口推計が過大であっても、上位計画との総合性はかえって保たれるという事情もこのような状況を支援している。しかし、裁判所が独自に規模設定を試みたことを重視すれば、総人口については、できるだけ正確に推計し、一意的な推計の難しい要因については、不確定な幅を示したうえで要整備規模にも幅をもたせ、どの程度安全側(過大側)の規模に設定しているかを明確化した手法を採るべきではないか。

この点は、基本計画段階での作業となるが、通常アセスメント報告書では基本計画書に基づき事業計画案を紹介する程度でしかない。アセスメント手続きの中で基本計画書が公表されるのでなければ、アセスメント報告書では、事業の必要性及び規模設定の妥当性を審査しておくことが求められているわけである。

(3) 用地選定プロセスの適正化

判決では、迷惑施設の用地取得が困難であることを考慮し、既に用地が確保されているという事実を重視した形で、市側の限られた条件下での選定を肯定した。しかし、用地取得に先立って環境への影響を考慮して複数の候補地を比較した場合には異なった結果が得られる可能性は高く、ここでの用地選定プロセスは十分ではなかろう。アセスメントにおいて用地選定を盛り込むことは、用地について複数の代替案を立て、環境への影響、事業経費等を含め、多面的に評価することになろうが、環境アセスメントの中でこれを行うには、それに要する時間や経費の点から実現可能な事業が限られてしまうので、事業計画案を作成する段階でそのプロセスを住民に公表する計画アセスメントを別途に行う方が現実的であろう。

(4) 処理技術の信頼性の証明

一般には、施設から排出される汚染物質の量、濃度はメーカーの保証値で設定され、アセスメントではその値の妥当性を検討することはまれであろう。この事例では、実績のない処理方式が選ばれたため、特に論争点になったのであるが、この種の施設では過去にトラブルが多かったことも事実である。設計書による机上の数値によるのではなく、アセスメントの中で類似施設の調査を詳細に行えば、処理技術は信頼できるものか、どんなトラブルがあるのかが確認できるはずである。事業者側は、地元住民の同意を得るためや、担当者の勉強のために類似施設の見学会を行うことも多いのであるから、それを正式にアセスメントの中に織り込むことは、特に難しいことではないだろう。これは、アセスメントへの住民参加にもなり合意形成の手助けとなるから、類似施設の調査にもとづき処理技術の信頼性を積極的に評価すべきであろう。

(5) カキ養殖漁業への影響評価を踏まえた計画案の設定

環境アセスメントでは影響予測にシミュレーション・モデルが利用されることが多いが環境基準を保全目標に設定し、それと水質指標を対比する評価方法は、この事例で批判があったように環境基準を許容汚濁水準と見なして少しでもそれを下回ればOKとの評価に結びつきやすい。浜名湖のように次第に水質が悪化している環境では、このような評価構造はかえって問題を隠蔽することになりかねない。この事例ではカキ養殖に焦点が当てられ環境基準の設定されていない窒素濃度(負荷)が問題となったため、H市では当初の計画を変更し窒素負荷を大幅に削減している。この変更自体が前述のとおり議論の種をまいてはいるが、アセスメントの結果にもとづいて計画案が大幅に修正されることがほとんど無いことを考えれば、事業計画に具体的なフィード・バックがかかったことは浜名湖の環境保全にとって上記のような構造に基づくアセスメントを行うよりも好ましい結果をもたらしている。

カキ養殖漁業への影響評価については、原告・被告双方からいくつかの鑑定書が提出され議論されており、これらは浜名湖やカキ養殖漁業の現状および問題点をかなり鮮明に浮かびあがらせており、これによって浜名湖全体の環境保全の必要性が広く認識され、下水道整備やゴミプラの三次処理化等、流入負荷の削減対策が具体的に採られ、また浜名湖環境保全連絡協議会の設置に結び付いている。このことは環境アセスメントが個々の事業の評価だけでなく対象となる環境の抱える問題点を浮き彫りにし、環境保全への役割を担うように機能することを求めるものである。

5. おわりに

この事例をもとに考えられるアセスメントの条件を整理すれば、以下のようになろう。

- (1) 予備アセスメント・その結果に基づくアセスメントといった形で、アセスメントにおける住民参加の機会を増やし、アセスメント自身が住民の意見を踏まえて作成される。
- (2) 環境及び技術的・経済的観点から計画案をチェックしつつ代替案を比較し計画案を作成していく計画アセスメントを実践する。
- (3) 環境の現況、処理技術の現実を具体的に調査し、そこで発見された問題点を施設計画に反映しうるアセスメントとする。

現在の環境影響評価制度のなかでこれらが保証されているとは言えないが、住民との合意形成を図る機能をアセスメントが持つためにはこれらが条件と考えられる。

文献

- 1) 判例時報, 897号, pp.16~38, (1978)
- 2) 同上, 980号, pp.36~42, (1980)

注) その後第二審の判決に先立って、同様の処理フローを持つ近江八幡市の施設が稼動したため、第二審では保証数値は守れると判断している。

表一-1 一般廃棄物処理施設の裁判事例 (一部、判例時報 897号より引用)

自治体ないし組合名	申請の趣旨	結論 *	事案の概要
広島県高田郡 衛生施設管理組合 吉田町	し尿(304t/日)・ごみ(5t/日)処理場の建設禁止 同公示の仮処分申請	1 審 認容(631号) 2 審 控訴棄却(693号) 昭48.2.14	組合のし尿処理場、町のし尿処理場の各建設計画に対し、予定地の付近住民(135名)から、大気汚染・水質汚濁による被害発生のおそれがあるとして、人格権、不動産所有権、占有権等に基づきなされた建設禁止、同公示の仮処分申請に対し、1、2審ともこれを認容した。
鹿児島県 国分市外三町 し尿処理組合	し尿処理場増設工事 禁止の仮処分申請	棄却(675号) 昭47.5.19	組合のし尿処理場の増設計画に対し、付近住民(5名)から悪臭、水質汚濁による被害のおそれがあると認めて土地所有権、環境権に基づきなされた増設禁止の仮処分申請に対し、受忍限度を超える被害発生の可能性がないとして棄却した。
熊本県 牛深市	し尿処理場建設禁止 の仮処分申請	認容(772号) 昭50.2.27	市のし尿処理場の建設計画に対し、漁業者(87名)から水質汚濁による漁業被害、悪臭被害等のおそれがあると認めて漁業権、所有権、占有権、人格権、環境権に基づきなされた建設禁止の仮処分申請に対し、受忍限度を超える公害発生の可能性が高く事前の調査、住民の説得も不十分として、建設差止めを認容した。
愛媛県 土居町	し尿処理場建設禁止・ 同公示の仮処分申請	棄却(832号) 昭51.9.29	町のし尿処理場の建設計画に対し、付近住民(638名)から、悪臭被害、入浜権被害、地下水汲上げによる水脈枯渇、心理的被害などのおそれがあるとして不動産所有権、占有権、漁業権類似の権利、入浜権、人格権、環境権に基づきなされた建設禁止、同公示の仮処分申請に対し、被害が受忍限度内のものである等の理由で棄却した。
千葉県 千葉市	ごみ埋立処理場建設 ごみ搬入、投棄禁止の 仮処分申請	1 審 却下(836号) 2 審 却下(853号) 昭52.4.27	市のごみ埋立処理場の建設計画に対し、付近住民(443名)から飲料水汚染、有害虫発生、ふんじん、騒音、自然環境破壊等を理由に、人格権、環境権に基づきなされた建設禁止、ごみ搬入、投棄禁止の仮処分申請に対し、1、2審とも申請人選格を肯定したが被害発生のおそれがなく、建設の公共性が高いこと等を理由に却下した。
徳島県 徳島市	ごみ処理場(180t/日) の建設禁止・ 同公示の仮処分申請	認容(864号) 昭52.10.7	市のし尿処理場の建設計画に対し、付近住民(159名)から、河川汚染、大気汚染、悪臭等による被害発生のおそれがあるとして、不動産所有権、人格権、環境権、不法行為の差止め請求権に基づきなされた建設禁止、同公示の仮処分申請に対し、公害発生の可能性が高く事前調査、住民との交渉も不十分である等として認容した。
静岡県 浜松市	し尿処理場建設差止 めの仮処分申請	却下(897号) 昭53.8.3	市のし尿処理場の建設計画に対し、カキ養殖漁民(97名)が人格権、漁業権等を理由に建設の差止めを求めたのに対し、予想される被害は受忍限度内であるとして却下した。
愛媛県 宇和島市	ごみ処理場(100t/日)建設 差止めの仮処分申請	認容(919号) 昭54.3.22	市のし尿処理場の建設計画に対し、付近住民(573名)が環境権、人格権、財産権に基づき、建設禁止同公示の仮処分を申請したところ被害発生のおそれが高いとして、認容した。
愛知県 津島市ほか 11町村衛生組合	300t/日 ごみ処理場建設差止 めの仮処分申請	認容(943号) 昭54.3.27	組合のし尿処理場の建設計画に対し、付近住民(306名)から悪臭、騒音、振動、大気汚染等による被害発生のおそれがあるとして環境権、人格権、財産権、不法行為の差止め請求権に基づきなされた建設差止めの仮処分申請に対し、被害発生のおそれが高いとして認容した。
香川県 引田町	ごみ処理場操業規制 の仮処分申請	却下(1014号) 昭56.3.26	町のし尿処理場の操業に対し、付近住民(25名)が自己の人格権または財産権が侵害されることとして、大気汚染について行政上の基準値より厳しい排出規制と気象条件に付した粉じん等の排出停止等を求めて仮処分を申請したが、受忍限度を超える被害発生のおそれがないとして却下した。
広島県 広島市	ごみ埋立処分地建設 差止め仮処分申請	1 審 認容一部却下(1040号) 2 審 逆転判決 昭59.11.9	市のし尿埋立地の建設計画に対し、付近住民が人格権に基づき、建設工事の着手とこれに先立って準備作業の禁止、同公示の仮処分を申請したところ、建設差止めを認容(準備作業の差止めと公示は却下)した。2審では1審判決を逆転し、建設を認めた。
愛知県 小牧市衛生組合	ごみ処理場(300t/日) 建設差止めと操業禁止 の仮処分申請	1 審 認容(1115号) 昭59.4.6 2 審 仮処分執行停止 (1126号) 昭59.8.31	組合のし尿処理場の建設計画に対し、付近住民(153名)が環境アセスメントが不十分であり、受忍限度を超える大気汚染発生のおそれが高いとして、ごみ焼却場の操業禁止の仮処分を申請し、認容された(1審)。2審 仮処分執行停止の仮処分申請に対し、公害発生のおそれが高いとして、ごみ処理場の操業を禁止した仮処分の執行を停止した(2審)。

* ()内は判例時報の掲載号数を示す

表－２　Ｓ処理場の建設をめぐる訴訟等の経過

◎昭和48年11月 昭和51年3月 昭和51年6月18日	H市、S処理場建設計画発表、地元住民に説明開始。 市議会、建設計画、及び予算可決 建設用地買収完了、用地周辺の伊左地町、湖東町、緑ヶ丘の各自治会と、臭気、排ガスなどについての補償協定を締結、建設に同意を得る。
◎昭和52年1月6日 昭和52年1月20日 昭和52年3月10日	H市が浜名漁協に対し、S処理場建設への協力を要請した。 K鉄工と建設工事請負契約を締結した。 浜名漁協は、市側説明の放流水の影響は納得できない。資料を整備し、検討を行うよう申し入れた。組合は放流水の拡散予測について(株)環境工学コンサルタント(以下Kコンサル)に委託。
昭和52年4月30日	H市、浜名漁協が共同で現地調査、拡散予測をKコンサルに委託(委託業務料は市が負担)。
昭和52年5月 昭和52年8月	5/5、5/12、5/19、水質測定(Kコンサル)。 Kコンサル報告書説明会を浜名漁協において実施、報告書は水産生物への評価を行うための市、漁協共同の基礎資料として位置づけられた。
昭和52年11月7日 昭和52年11月18日 昭和52年12月13日	浜名漁協総代会で建設反対を決議。 H市議会厚生保健委員会「S処理場は年内着工を目指す」ことを確認。 H市は報告書を踏まえてS処理場の処理工程を最新のものにするため、当初請負契約の内容を変更し、設計変更契約をK鉄工と結ぶ。
昭和52年12月15日	静岡県都市計画審議会は計画を了承。
◆昭和52年12月16日 昭和52年12月28日	カキ養殖業の漁民ら97名が静岡地裁浜松支部に建設差止仮処分申請。 H市はS処理場建設排水の庄内湖生態系に及ぼす影響評価を委託。 S処理場設計変更後の排水拡散シミュレーションをKコンサルに委託。
◆昭和53年8月3日	静岡地裁浜松支部は建設差止仮処分申請を却下。
◇昭和53年8月11日 昭和53年8月	漁民ら東京高裁に抗告申請。 H市建設工事に着工。
☆昭和53年9月8日	浜名漁協はS処理場建設差止、放流禁止を内容とする「浜名湖環境訴訟」を静岡地裁浜松支部に訴える。
◇昭和55年9月 昭和55年10月 昭和56年2月 昭和56年4月	東京高裁仮処分抗告を棄却。 S処理場試運転開始。 S処理場竣工。 S処理場操業開始。
☆昭和57年3月13日	H市、浜名漁協和解成立。

表-3 第一審における論点の概要

	漁 民	H 市	裁 判 所
(1) S 処理場 建設の必要性	①し尿収集人口の予測は過大である。 ②既存の施設に処理能力の余力がある。 ③既存の施設においてさらに施設増設が可能。	①厚生省通知に基づき過去10年以上の人口実績に基づき予測である。 ②施設の一つは下水汚泥処理施設を転用しているものである。 ③既存施設は、拡張の余地はない。	①過去5年の年平均人口増加率に若干余裕を見て強目に判断(漁民とH市の間の値) ②将来の下水汚泥量を独自に推計(結果的に市の主張を認めている) ③既存施設は拡張の余地はない。
(2) 用地選定	①既存施設周辺 ②閉鎖系水域に放流するから漁業被害を生ずるのであり、従って外洋(遠州灘)に面した地域で選定すべき	以下の点に基づき適正に選定したことを主張 ①処理水の放流が容易。 ②し尿収集が時間的、経済的に便利。 ③人家が密接していない。 ④近隣の土地所有者の同意が得られる。 ⑤必要面積が確保できる。	・立地条件、経済性、対住民面等において、予定地は最適地である。 ・天竜川沿岸又は海岸付近に建設すれば排水汚濁の問題は生じないけれどもカキ養殖被害が受忍限度内であり、施設建設が緊急性を有することから、これは建設差止を許容する理由とはならない。
(3) 放流水質 の保証数値達 守能力	①同一メーカーの他処理場では良好な運転がされてい ない。 ②H市はコミプラの汚泥管理を適正に指導しなかった 経緯がある。 ③浜名湖周辺の処理施設により被害を受けている。 ④当初、最高水準の施設であるとしていたものを設計 変更し、望業負荷を大幅に下げたが、これは信用で きない。 ⑤生物学的脱窒工程は十分な実用化テストを経ている とは言えない。水温低下に伴う処理機能低下やPH、 DO管理が難しいといった問題点を持つ。*	①放流水質は廃棄物処理法及び水質汚濁防止法に基づ く県条例の排水基準を大幅に下回るもの。 ②PHの自動監視、BOD、N等の週2回以上の測定 体制をとる。 ③脱窒工程は理論的に妥当なものであり、十分な実験 データもある。また類似施設が稼働している。 ④異常時には直ちに操業を停止するため、約3日分の し尿を保管する調整槽を設置している。	①S処理場の処理施設は現在の最高の技術水準のも のであり、保証数値は条例上の排水基準以下であ る。 ②この施設は正常な運転すれば、保証数値を確保す る十分な能力がある。 ③運転・管理の信頼性は、従来のH市の水質環境保 全に対する姿勢からは疑問の余地があるが、今後 整備充実することが期待できる。
(4) カキ養殖 に及ぼす影響	①庄内湾は閉鎖水域であり、既に富栄養状態にある。 ②赤潮、無酸素層等によりカキ漁場が次第にせばめら れている。 ③S処理場放流水により湖内の望業が増加し、水質の 悪化が促進される。また大量の希釈水により淡水化 が進む。これらにより将来カキ養殖が不可能になる	①庄内湾の拡散モデルによるシミュレーションを行っ た結果、CODは若干増加するものの、環境基準は 満足する。 ②流域内の住宅団地の公共下水道化、三次処理化を進 め、流入負荷が増加しない対策をとる。 ③放流水のN、P負荷は現在庄内湾に流入している負 荷総量に比べ小さいので、赤潮発生及び底質悪化に 与える影響は少なく、水産業に直接的な被害を生じ させる程のものではない。	①COD、PHは環境基準を超えない。しかしN、 Pが増加することにより、赤潮・若潮による被害 が増加するおそれが強くなる。 ②しかし、カキの湾内への移動を遅らせることで、 カキの斃死を回避しうるし、カキの商品価値の下 落は金銭補償で償いうる被害である。 ③漁民らはH市の市民ではないので、これを安易に 受忍限度内と断言できないが、H市では流域の下 水道整備等により流入負荷量を減少させることを 約束しており、被害は軽減される。

* これは主に第二審での論点